

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

## I 平成26年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係法律の改正

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を412,200円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を50,300円とすること。

## イ 通勤手当について

交通用具使用者に対する通勤手当の月額を、次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(ア) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
(イ) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
(ウ) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
(エ) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
(オ) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
(カ) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
(キ) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
(ク) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
(ケ) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
(コ) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
(サ) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
(シ) 片道60キロメートル以上	31,600円

## ウ 勤勉手当について

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.35月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分）とすること。

エ 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

## 2 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正

寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講ずること。

## 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

II 給与制度の総合的見直しのための関係法律の改正

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

Iの1の(1)による改定後の俸給表（医療職俸給表(一)を除く。）及び現行の指定職俸給表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

(イ) 地域手当の次に掲げる特例をそれぞれ次のとおりとすること。

- a 大規模な空港の区域に係る特例

地域手当の支給割合を、100分の16を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とすること。

- b 医師及び歯科医師に係る特例

地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

イ 広域異動手当について

広域異動手当の支給割合を、次に掲げる官署間の距離の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

(ア) 300キロメートル以上 100分の10

(イ) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

ウ 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

エ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第1項、第7条及び第8条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事院規則で定める額とすること。

オ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を34,200円とすること。

(3) 55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等について

一般職の職員の給与に関する法律附則第8項から第11項までの規定による55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

Iの3の(1)による改定後の俸給表を別記第6のとおり改定すること。

## 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

Iの4の(1)による改定後の俸給表を別記第7のとおり改定すること。

### Ⅲ 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のウの(ア)、3の(2)のア及び4の(2)のア並びにⅢの2の(2)についてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、Ⅰの1の(2)のウの(イ)及びエ、2、3の(2)のイ並びに4の(2)のイ、Ⅱ並びにⅢの2の(1)、(3)、(4)並びに(5)については平成27年4月1日から実施すること。

#### 2 経過措置等

##### (1) 平成30年3月31日までの間における差額の支給

ア Ⅱによる改定後の俸給表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職の職員の給与に関する法律附則第8項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（アの職員を

除く。) について、アによる俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、アに準じて、俸給を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、俸給を支給すること。

## (2) 平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置

平成27年3月31日までの間における職員（55歳（人事院規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級又は3級であるものを除く。）の昇給の号俸数は、一般職の職員の給与に関する法律第8条第6項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を3号俸（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては、2号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

## (3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、Ⅱの1の(2)のアの(ア)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合」とし、Ⅱの1の(2)のアの(イ)のb中「100分の16」とあるのは「100分の

16を超えない範囲内で人事院規則で定める割合」とすること。

(4) 広域異動手当の支給割合の特例措置

ア 平成27年3月31日までの間に異動等をした場合における広域異動手当の支給割合については、なお従前の例によること。

イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に異動等をした場合における広域異動手当の支給割合については、Ⅱの1の(2)のイの(ア)中「100分の10」とあるのは「100分の8」とし、Ⅱの1の(2)のイの(イ)中「100分の5」とあるのは「100分の4」とすること。

(5) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、Ⅱの1の(2)のうち「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事院規則で定める額」とすること。

(6) その他所要の措置

(1)から(5)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。